

## 本日の会議に付した事件

平成24年第4回山元町議会定例会（第1日目）

平成24年12月11日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 報告第10号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 報告第11号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度一般会計補正予算・専決第2号）
- 議案第87号 山元町職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 議案第90号 山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項の規定に基づく準則を定める条例
- 議案第91号 平成24年度山元町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第92号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 諮問第 1号 人権擁護委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 報告第10号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 5 報告第11号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度一般会計補正予算・専決第2号）
- 日程第 7 議案第87号 山元町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第88号 山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第89号 山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 日程第10 議案第90号 山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項の規定に基づく準則を定める条例

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成24年第4回山元町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議長（阿部 均君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、3番渡邊 計君、4番菊地八朗君を指名します。

---

議長（阿部 均君）日程第2. 会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

[事務局長朗読]

[会期日程案は別添のとおり]

議長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日から12月20日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間に決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

[事務局長朗読]

[議長諸報告は別添のとおり]

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、報告第10号、11号、承認第7号、議案第87号から議案第96号と、諮問第1号を一括議題とします。

町長齋藤俊夫君説明願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

おはようございます。提案理由をご説明する前に、本日はあの東日本大震災からちょうど1年9か月ということになりますので、皆様とともに犠牲となった方々の御霊の安らかなるご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

本日ここに、平成24年第4回山元町議会定例会が開催され、平成24年度補正予算案並びに各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、去る11月16日の衆議院の解散に伴い、今後の国の方向性を左右する第46回衆議院議員総選挙が12月4日公示、12月16日投票と閣議決定されたところであります。このことによって、国の予算編成は越年が確実視されるとともに、地方公共団体の平成25年度当初予算編成への影響も避けられないと見込まれることから、今後の政権の行方のみならず、震災復興交付金を初めとする復興事業関連予算の動向等に

についても、十分注視してまいる必要があると考えております。

次に、歴史的な大震災を乗り越え、山元町が復興・再生に向け元気で頑張っている姿を県内外に発信することを目的に、昨年に引き続き、先月23日に亘理山元商工会と共催で「心をひとつに！第2回山元町ふれあい産業祭」を開催したところ、職員派遣等のご支援を頂いている全国31自治体に加え、各種団体並びに町内6か所の応急仮設住宅で暮らす方々の参加協力もいただき、昨年より約4,000人多い2万4,000人を超える来場者を数えるなど、大盛況のうちに幕を閉じることができました。山元町があつた忌まわしい大震災を乗り越え、昨年にも増して活力を取り戻しつつあることを十分アピールできたものと確信するとともに、「ふれあい産業祭」を通じて人と人との絆の大切さを再認識いたしました次第であります。改めて、関係各位の心温まるご支援とご協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、各種復興事業の主な進捗状況ですが、大震災から1年9か月が経過し、被災した多くの町民の方々が1日も早い災害公営住宅への入居を待ち望んでいるなか、新山下駅周辺地区の第1期26戸分の安全祈願祭及び工事着手式が県内トップを切って実施できましたことは、ひとえに議員各位のご理解はもとより、宮城県を初めとする関係機関のご支援とご協力の賜物であると受け止めております。また、被災された方々の生活再建を推進するに当たりましては、住宅の確保が最優先に取り組まなければならない課題であることから、引き続き、災害公営住宅の早期完成と一日も早い入居を目指し、鋭意、取り組んでまいる所存であります。

また、新駅を中心とした新市街地整備事業3地区のうち、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区を津波復興拠点整備事業により整備するに当たり必要とされていた都市計画についてですが、先月20日に県庁で開催された山元町復興整備協議会において、新市街地3地区の事業計画や土地利用に関する大臣同意をいただき、同月27日に都市計画が決定されたところであります。今後は、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区について、津波復興拠点整備事業の事業認可を取得するとともに、宮城病院周辺地区と併せ具体的な整備計画策定を進めてまいります。

次に、本町のブランド産品の一つであるイチゴの復興状況についてですが、町内4か所でいちご団地の造成工事を進めているところであります。現在は、栽培施設建築工事の契約を終え、用地造成が完了した箇所から、順次、育苗施設等の建築工事に着手し、来年11月からの出荷を目標に整備を進めているところであります。

次に、早急な対応が望まれる放射性物質の除染対策の進捗状況についてですが、町の除染計画に基づき、子どもたちが長時間生活する場所を優先にその対策に取り組んでいるところであります。既に坂元小学校、南保育所、やまもと幼稚園の除染作業が完了し

ており、現在、坂元中学校、山下中学校の除染作業を進めているところであります。さらに、深山山麓少年の森や真庭グラウンド等の施設につきましても、来年3月末までには完了できる見通しとなっております。引き続き、放射能問題への対応を含め町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、浜通りの中浜小学校及び山下第二小学校が津波で被災したこと及び少子化の現状等を踏まえ、今後の学区の見直しや学校の再配置等の検討を行う「山元町小・中学校教育環境整備検討委員会」における検討状況についてであります。被災した両校は、現在、坂元及び山下小学校の二つの小学校において併設状態を余儀なくされておりますことから、優先的にこの状態の解消を図ることを前提に検討を重ねているところであります。なかでも、児童数の激減、複式学級の編制が避けられない情勢にある中浜小学校と、坂元小学校の統合を最優先の課題と捉え、先月末から保護者や地域の方々を対象に意見交換会を兼ねた説明会を開催してきたところであります。皆様からお寄せいただいたご意見等も参考にさせていただきながら、今後は、来年度の統合に向け具体的な検討を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、早期の復旧が望まれるJR常磐線の関係でございますが、JR東日本において基本ルートを確認する測量、地質調査等の作業がおおむね完了し、現在は具体的な構造物の概略設計に取り組んでいると伺っております。これら一連の作業の進捗状況については、去る、12月6日及び9日の両日に町民の皆様に対し、構造設計の考え方、道路との交差方法などについてご説明を申し上げたところであります。皆様からご心配をいただいておりますJR常磐線の早期復旧までの道筋も見えてきましたので、今後は、詳細な設計作業、事業の諸手続きとともに、JR東日本と連携・協力し早期の用地取得に向け、具体的な用地交渉作業にあたってまいりたいと考えております。

次に、防災対策への取り組みについてですが、先の東日本大震災の教訓を踏まえ、自治体間の相互応援体制が円滑に実施されるためには、遠隔自治体との応援体制の確保が重要であるとの考えから、震災直後から人的支援を含め、継続的にご支援いただいている兵庫県朝来市及び山元町の被災者の受け入れを初め、朝来市からの派遣職員の宿泊先の確保など、様々なご支援をいただいている角田市との三者間において、去る11月21日に大規模災害時における相互応援協定を締結したところであります。また、年内中に公益団体との大規模災害時の人的な援助協力に関する応援協定締結を予定しております。今後とも、防災対策の充実・強化を図り、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

最後に、本町の基幹産業である農業の復興についてであります。大震災に伴う津波等による農地の被害面積は約1,350ヘクタールに及んでおり、これを復旧・復興す

るに当たっては、単なる復旧のみならず競争力のある農業経営や担い手のあり方を見据えた土地利用の再編が不可欠であります。しかしながら、これらに係る事業規模は相当膨大なものとなるため、町での事業遂行が困難な状況にあることや、事業実施に向けた合意形成までに相当の時間を要することから、宮城県の全面的な支援と県営事業としての採択、並びに本事業期間の延長等をお願いすべく、議会のお力添えをいただき、去る11月26日に宮城県知事に対し町と議会が連携し、一体的な要望活動を実施したところであります。今後も、議員各位のご理解をいただきながら、緊密な連携のもと、本町の一日も早い復旧・復興へ向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、尚一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

はじめに、報告・承認関係についてご説明申し上げます。

報告第9号及び報告第10号の「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」については、町道路面の損傷により露出していたマンホールへの接触及び路面陥没箇所へ車輪がはまる等による車両への損害を与える事案が発生したことに伴い相手方との和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をいたしましたので、ここに報告するものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」については、第46回衆議院議員総選挙が実施されることに伴い、選挙事務に要する経費を専決処分したものであります。

なお、その財源としては、国庫委託金をもって充て、なお不足する財源を財政調整基金取り崩しの増額をもって対応した結果、歳入歳出それぞれ約754万円を追加し、総額489億3,000万円余とするものであります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第87号「山元町職員定数条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に係る人的体制の強化を図るに当たり、地方自治法の規定に基づく派遣職員を受け入れるため、所要の改正をするものであります。

議案第88号「山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、総務省令改正に伴い、同区域における固定資産税の課税免除期間を延長するため、所要の改正をするものであります。

議案第89号「山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」

については、東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた復興産業集積区域内において、認定地方公共団体から指定を受けた事業者等が、事業用に新設及び増設した固定資産に対する課税を免除するため新規制定するものであります。

議案第90号「山元町東日本大震災復興特別区域法第28条の第1項の規定に基づく準則を定める条例」については、工場立地法で定められた工場緑地面積及び環境施設面積の割合について、東日本大震災復興特別区域法で定める緩和措置を適用するに当たり、本町における範囲を定めるため新規制定するものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

はじめに、各会計に計上いたしております人件費関係の補正予算についてでございますが、それぞれ人事異動や今後の地方自治法派遣職員等の受け入れ見込みに係る人件費の調整額に加え、大震災関連業務の増嵩に伴う時間外手当を一部追加いたしておりますので、人件費以外の項目についてご説明いたします。

議案第91号 平成24年度山元町一般会計補正予算（第8号）（案）における歳出予算からご説明申し上げます。

はじめに、総務費関係では、財産管理費において、震災復興交付金事業の第4次交付決定の内示に伴う震災復興交付金基金への予算積立及び震災関連寄附金の予算積立を追加しております。諸費においては、昨年に引き続き東日本大震災に係る追悼式典開催に要する経費及び、牛橋地区の集会場改修補助等に要する経費を追加し、徴税费では、平成24年度において震災による平成23年分の雑損控除の特例に係る申告の遡及提出が増加したことに伴い、平成23年度分の個人町民税における過誤納金等還付金に不足が生じるため、これに要する経費を追加しております。

民生費関係では、老人福祉費において、養護老人ホーム入所措置者の増加に伴い老人保護措置に要する経費を追加するとともに、被災者支援費においては、応急仮設住宅集会所等の修繕料及び光熱水費に不足が生じるため、年度末までの所要見込額がおおむね確定した委託料等からの予算の組替措置をするものであります。児童福祉費においては、産休代がえ及びゼロ歳待機児童解消に対応する臨時保育士賃金が不足するため追加するとともに、学童保育費においては、平成23年度放課後児童健全育成県補助金の返還に要する経費を措置するものであり、災害救助費においては、震災関連死等に係る災害弔慰金支給審査委員会に要する経費を追加するものであります。

衛生費関係では、放射能除染対策費において、畜産農家が保管する稲わらの放射性物質濃度が基準値を超えたことから、飛散防止のための保管に要する経費を措置するとともに、災害廃棄物処理事業費においては、平成24年度の国庫補助申請額の確定に伴い事業執行に要する経費を追加するものであります。

農林水産業費関係では、農業復興推進費において、東日本大震災農業生産対策交付金の第3次及び5次の交付決定の内示がありましたので、JAみやぎ亙理が事業主体となり整備するイチゴ及び野菜栽培資材導入に要する経費を追加するとともに、農地復興推進費においては、津波被害を受けた沿岸地区の農地一帯を対象とする土地利用の整序化を図る農山漁村地域復興基盤総合整備事業基本計画策定業務に要する経費を措置するものであります。また、水産業復興推進費では、水産業共同利用施設測量設計業務委託に要する経費を追加するものであります。

土木費関係では、道路新設改良費において、町道真庭新田北線橋梁設計業務の増嵩等に伴う予算の組みかえ措置及び平成25年4月のJR常磐線浜吉田駅開通に伴う町道花釜牛橋線暫定改良工事に要する経費を措置するものであります。また、道路橋梁復興推進費については、市街地相互の接続道路に係る測量設計業務委託に係る震災復興交付金の交付決定内示に伴い減額するものであります。また、都市計画復興推進費においては、防災集団移転促進事業関連経費、津波復興拠点整備事業関連経費及び、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金等に要する経費の追加に加え、新市街地整備に係る関連業務委託（CM方式）に要する経費を措置するものであります。

教育費関係では、小・中学校費において、坂元小学校講堂解体に要する経費を措置するとともに、被災児童生徒就学援助の対象となる児童生徒数の増による就学援助費に要する経費を追加するものであります。幼稚園費では、対象園児数の増加に伴い私立幼稚園就園奨励費補助に要する経費を追加するものであります。また、公民館費及び深山山麓少年の森管理経費については、光熱水費に不足が生じることから、これに要する経費を追加するものであります。

災害復旧事業費関係ですが、公立学校施設災害復旧費については、平成23年度の繰越明許により、坂元小学校プールの災害復旧事業に取り組んでまいりましたが、震災需要等により資材等の価格高騰の影響を受け、入札不調が相次いだことから、工事請負費を追加するものであります。また、情報通信基盤災害復旧費については、津波浸水地域における光ケーブルの復旧に要する経費を措置するものであります。

公債費関係については、津波浸水区域内にある被災町道を整備した際に発行した地方債のうち、旧公営企業金融公庫資金を活用して発行した地方債の残高を対象に、繰上償還に係る補償金の免除措置が講じられたことから、将来の公債費負担の軽減を図るため、繰上償還に要する経費を措置するものであります。

なお、債務負担行為については、震災復興交付金事業の第4次交付決定の内示を受けたことから、災害対策用臨時FM放送運營業務委託及び新市街地整備に係るCM業務委託について、期間及び限度額を定めるものであり、山元町宿日直業務委託、山元町派遣

職員宿舍借上料及び基幹系システム保守に要する経費ほか8件についても、平成25年4月1日の業務開始に向け、平成24年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、地方交付税、国・県支出金、地方債を追加し、更に震災復興交付金基金取り崩し増をもって充て、最終的には、財政調整基金取り崩しの増額をもって財源調整した結果、今回の補正額は、約266億6,000万円を追加し、総額755億9,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

議案第92号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)についてご説明申し上げます。

歳出予算のうち、共同事業拠出金費については、追加拠出決定に伴う拠出金を増額措置するものであり、諸支出金については、震災に伴う国保税額の更正による過誤納還付金を増額措置するものであります。

なお、債務負担行為については、基幹系システム保守に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、共同事業拠出金費の増額措置に伴う定率補助となる国・県支出金及び一般会計繰入金を追加し、最終的には、財政調整基金の取り崩しの増額をもって財源調整した結果、今回の補正額は、約1,600万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を22億8,000万円余とするものであります。

議案第93号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為として、基幹系システム保守に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。

議案第94号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてご説明申し上げます。

歳出予算のうち、総務費及び地域支援事業費については、人事異動に伴う人件費等の調整額を措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、介護保険事業基金の取り崩し及び一般会計繰入金の減額をもって財源調整した結果、今回の補正額は、約300万円を減額し、歳入歳出予算額の総額を14億3,000万円余とするものであります。

議案第95号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算(第3号)(案)についてご説明申し上げます。

収益的収入では、坂元地区の災害公営住宅の建設時期の変更に伴い、水道加入金を減額するものであり、資本的収入及び支出では、被災した水道施設について、過去に高金利で借り入れた企業債を低金利の企業債に借りかえを行うため、企業債及び償還金を追加するものであります。

なお、債務負担行為につきましては、基幹系システム保守に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約1億6千万円減額し、総額2億7,000万円余に、資本的収入を約1億5,000万円追加し、総額2億7,000万円余に、資本的支出を約1億5,000万円追加し、総額を4億2,000万円余とするものであります。

議案第96号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算(第4号)(案)についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出では、山元町をモデルとし国土交通省からの財政支援を受けて、官民連携による企業運営手法を検討するための調査費及び委託料を追加するとともに、東日本大震災に伴う下水道施設損失額について、資産除却の際に資本剰余金を取り崩し補填したため損失額を減額措置するものであります。

資本的収入及び支出では、被災した下水道施設について、水道会計同様に高金利で借り入れた企業債を低金利の企業債に借りかえを行うため、企業債及び償還金を追加するものであります。

なお、債務負担行為につきましては、基幹系システム保守に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約90万円追加し、総額6億1,000万円余に、収益的支出を約2億5,000万円減額し、総額6億円余に、資本的収入を約3億7,000万円追加し、総額6億4,000万円余に、資本的支出を約3億8,000万円追加し、総額を9億9,000万円余とするものであります。

最後に諮問議案についてご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、現委員が平成25年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、平成24年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させますので、何卒、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(阿部 均君) これで、提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第4．報告第10号を議題とします。

課長から説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。

報告第10号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

別紙、専決処分書をご覧ください。

地方自治法180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分について、次のとおり専決処分する。平成24年11月20日

町は、町道25号、町道戸花線における自動車破損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）報告第10号専決処分の報告についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5．報告第11号を議題とします。

課長から説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。

報告第11号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

別紙、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により規定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分をする。

平成24年11月20日。山元町長。

町は、町道3号山下花釜線における自動車損傷事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて次のとおり決定する。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）報告第11号専決処分の報告についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6．承認第7号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。

それでは、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

11月16日に衆議院が解散され、総選挙が行われることに伴いまして、今回専決処分を行ってございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書でございます。

平成24年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分するとさせていただいております。

なお、専決処分の日につきましては、衆議院の解散した日、11月16日とさせていただいております。

さらにもう1枚おめくりいただければと思います。

平成24年度山元町一般会計補正予算専決第2号でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第7号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第87号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。

それでは、議案第87号、山元町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、議案87号の2ページ目をご覧になっていただきたいと存じます。朗読させていただきます。

東日本大震災に伴う復旧・復興業務に係る組織体制の整備・強化を図るため、宮城県が採用する任期付職員を地方自治法第252条の17の規定に基づき、平成25年1月1日からの派遣受け入れに当たり、職員定数を超えることが見込まれることから提案するものでございます。

それでは、別途配布させていただいております条例議案の概要に沿ってご説明させていただきます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。総務課長の方から説明を受けて、内容についてある程度理解で

きるんですけれども、この県からの任期付職員の派遣の、基本的に、例えば1年とか2年とかという形で採用の期間はあると思うんですけれども、従来いる職員との整合性というか、どういう形でこの派遣職員の受け入れを考えているのかお伺いしたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますが、県の方に要望しておりますのは、復興整備関係、とりわけ用地・鉄道対策室、事業計画調整室ほか復興事業関係のハード部門を担う人材という形で要請をさせていただいております、それぞれの担当課で抱えている事業の事業展開の進捗に応じまして、これに新たに増強される部分の人材確保というようなことでございます。

なお、具体の部分としましては、例えば用地・鉄道対策室においては、従前計画関係の業務を主体に展開してきたところでございますが、これがJRとの協議の進捗に伴いまして、具体的に計画が示されてきて、それに係る用地関係とか、これらに加える補償関係、用地、補償事務全般。さらには、防災集団移転、こういった部分の用地交渉業務、こういった部分が新たな業務として付加されてきます。こういった部分に対応する職員として、新たに任期付職員によって人的補充を図り、迅速かつ円滑なる事務事業の展開を期待するというふうな次第でございます。（「1年か2年か、その辺の任期の部分」の声あり）

議長（阿部 均君）任期について。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。宮城県との関係では、現在のところ2年間でございますが、それが事業展開、不測の事態なり、場合によっては用地交渉の進捗の度合い、こういったものによってさらに1年単位での延長というようなことも視野に入っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。内容的にはね、ハード部分、今度新たな仕事の業務がふえた部分で、その任期付職員、仕事をしていただくような形ですよね。ただ、今までどうしても県庁から入ってきた人なり、あるいはほかの派遣の市町村からの受け入れをした職員、その人たちと上手に連携をとって、あるいは今まで山元町の町職員と連携をとりながら、事業をきちっと推進できるような形での引き継ぎなり、あるいは人的な部分の全体の調整、そういう部分が私は必要であると思うんですけれども、その辺についてどういうふうな形で考えていくのか。例えば、今お話出たように、仕事の的には新たな部分に投入するという形だと思うんですけれども、やっぱり今までの職員なり、あるいは今までの派遣職員の皆さんとうまく連携をとれるような形で、例えば県庁の職員、今まで来た職員でも、1年でもう帰るといふ職員、あるいは半年で帰るといふ職員もいるのでね、そういう部分のつなぎというのは、具体的に考えていらっしゃると思うんですけれども、やはり地元の職員、そして今までいた職員、そして新たに今度派遣職員、任期付きの職員を上手に連携をとりながらやっていかないと、いくら人数ばかりふやしてもね、そういう連携がとれない中での業務という形になるとね、きちっとした仕事ができないんじゃないかという部分が考えられますので、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の任期付きの職員を含めた組織の管理運営というふうなお尋ねでございましたが、かねがねこの関係についてお話させていただいておりますとおり、町のプロパー職員と、一定期間ご支援いただく派遣職員のうまい形での編成と言いますか、配置と言いますか、そういうことが大切なのかなというふうに思っております、

今でも応援職員とプロパー職員をうまく組み合わせまして対応しているところでございますし、引き続きそういう形での態勢を整備しながら、円滑な事務事業の推進に当たってまいりたいなというふうに思っております。

私も含めまして、この組織なり、人事については、私どもも一定の経験もさせてもらってますので、これまで行政マンとして培った的なノウハウも駆使しながら、岩佐議員ご心配のようなことを十分踏まえながらやらせていただければなというふうに思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第87号、山元町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第87号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第88号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第88号、山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

皆様の方に配布させていただいております配布資料ナンバー2でご説明をさせていただきたいと考えております。

今回の改正でございますが、総務省令の改正により、適用期間を延長するための改正をするものであります。

また、今後、当該総務省令が改正された場合、総務省令に合わせて条例が適用できるように改正するものでございます。

改正内容でございますが、企業計画の同意の日の期限を削るという内容でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 88 号、山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 9. 議案第 89 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第 89 号、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明をさせていただきます。

皆様に事前に配布させていただいております配布資料ナンバー 3 に基づきまして議案概要を説明させていただきます。

東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた復興産業集積区域内において、認定地方公共団体からの指定を受けた事業者等が、事業用に新設及び増設した固定資産に対する課税を免除するよう制定するものであります。

制定内容でございますが、対象者は指定事業者、指定法人に係る指定が復興推進計画の認定日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に行われていることでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第 89 号については、山元町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 89 号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第 10. 議案第 90 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第 90 号、山元町東日本大震災復興特別区域法第 28 条の第 1 項に基づく準則を定める条例についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、配布資料のナンバー４によってご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

議案の概要でございますが、本町の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、工場立地法に定められた向上緑地面積及び環境施設面積の割合につきまして、東日本大震災復興特別区域法で定める緩和措置を適用するに当たりまして、本町における割合を定めるため提案する者でございます。

まず、１番といたしまして、制定の内容でございます。

(１) 緩和措置でございますが、工場立地法の第４条で準則で定めております工場敷地総面積に占める緑地面積及び環境施設面積に係る基準を緩和するものでございまして、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。——質疑はありますか。

２番 (菊地八朗君) はい、議長。対象業者なんですが、ここで例えば大型店スーパー、大型スーパーとかというのが、どこに含まれる、対象外になってしまうのか、お伺いいたします。

産業振興課長 (寺島一夫君) はい、議長。今回の対象は、製造業、それから電気・ガス供給業をメインとしたところになりますので、この記載のところだけが対象になってくるということでございます。ですので、それ以外のところにつきましては対象にならないということです。

議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

---

議 長 (阿部 均君) お諮りします。ただいま議案となっております議案第９０号については、山元町議会会議規則第３８条第１項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって議案第９０号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

---

議 長 (阿部 均君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は１２月１７日午前１０時開議であります。

ご苦労さまでございました。

午前１１時３０分 散 会

---